

OECD:BEPS 行動計画の第一次提言 行動計画 2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化に係る報告書を発表

16 October 2014

In brief

2014年9月16日、OECDは、Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)に関する行動計画の第一次提言を発表し、ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化(BEPS 行動計画 2)に係る報告書が発表されました。

本報告書はこれまでの報告書の中でも、最も複雑かつ長文に及ぶものであり、2015年に発表される他の行動計画とも関連する項目が少なくないことから、来年まで引き続き検討が行われる模様です。なお、本報告書の勧告の実施指針は来年9月を目途に公表される予定です。本報告書の勧告を踏まえて、我が国においては外国子会社配当益金不算入制度の見直しの検討が行われるとされており、ハイブリッド・ミスマッチに該当する投資が行われている場合には、投資のストラクチャーの見直しも必要になってくるものと思われま

In detail

ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化とは、金融商品や事業体に対する複数国間での税務上の取り扱いの差異(ハイブリッド・ミスマッチ)を利用した税負担の軽減が多国籍企業によって行われている実態を踏まえ、国内法及びモデル租税条約の規定の見直しの勧告を行う目的で議論が進められたものです。

行動計画2では、国内法の改正に関連して、①ハイブリッド金融商品とその譲渡、②ハイブリッド主体間の支払い、③ミスマッチの輸入及びリバース・ハイブリッド、の3つに分けて議論が行なわれてきましたが、多くの重要な項目に関して未だ議論が継続中です。

議論が錯綜している主たる論点はトップ・ダウン方式か、ボトム・アップ方式かという、制度設計における方法論の違いです。その他の論点としては、ルールの明瞭性と適用範囲、ならびに適格自己資本に分類される債務証券の取り扱い等についてです。

本報告書の第1部(国内法関係)では、ハイブリッド・ミスマッチを類型化し、その効果を無効化するための

国内法上の措置の勧告を行っています。外国子会社からの配当に係る益金不算入制度については、子会社において損金算入される配当については益金不算入制度の適用対象外とすべき、との勧告をしています。

次頁の表において、国内法の改正によってもまだ二重非課税となりうる場合に、他国の非課税措置に対応して、国内法で課税の措置をとる、“Linking rule”の導入を勧告しています。“Linking rule”は、主要規定(Primary rule)と防止規定(Defensive rule)に分かれ、ハイブリッド・ミスマッチが生じる場合には主要規定(Primary rule)が優先されるような制度となっています。

本報告書の第2部(租税条約関係)では、双方居住者、課税上の透明体に関する措置を提示する勧告が行われています。

1. 本報告書の勧告の概要

本報告書の勧告は、2014年3月に公表された討議草案(Discussion Draft)の内容と大きく異なるものではありません。取引の動機や目的を考慮せずに、ルールが自動適用されるという原則や、“Primary and defensive linked rules”の体系については結論に至らず、保留とされています。2014年3月の報告書との主な相違は国内法の改正勧告に係るものであり、ハイブリッドの類型によって下記の通り整理されています。租税条約関連の改正勧告では特に変更された点はありません。

国内法の改正に係る勧告

- (1) ハイブリッド金融商品はより広範に定義され、使用料や商品の対価まで含みますが、みなし利子控除等のような支払が擬制されるものは含まないこととされました。
- (2) リバース・ハイブリッド、及びミスマッチの輸入に係るルールはより明瞭に、また、他の提案内容と整合性を持つように見直しが行われました。
- (3) 討議草案では、制度設計における方法論として、トップ・ダウン方式(原則としてすべてのハイブリッド金融商品を対象とし、一定のものを除外)とボトム・アップ方式(適用対象を限定)が提案されていましたが、報告書ではボトム・アップ方式を採用しています。一定の範囲・領域において、関連者間取引、仕組取引、ないしは支配グループ(実質的支配関係または50%以上の持分関係等により関係を有する二者による支配を含む)に限定して適用することとされました。損金算入配当や二重控除に対応するルールについては適用範囲が限定されていません。
- (4) 関連者の判定基準となる持分は、10%から25%まで引き上げられました。

【報告書による勧告の概要】

ミスマッチ	ハイブリッドの類型	国内法改正勧告	Linking rule	対象範囲
D/NI	ハイブリッド金融商品 - Hybrid Financial Instruments	・配当益金不算入制度の制限 ・源泉税の所得税額控除の制限	・支払者国で損金算入を否認 ・または、受取者国で益金算入	関連者間取引、仕組取引
	無視される支払 - Disregarded payment	—	・支払者国で損金算入を否認 ・または、受取者国で益金算入	被支配グループ、仕組取引
	リバース・ハイブリッドへの支払い - Payments to Reverse Hybrid	・国外投資税制の整備 ・中間事業体の透明性の扱いを制限	・投資地国で損金算入を否認	被支配グループ、仕組取引
DD	ハイブリッド事業体の控除可能な支払い - Hybrid Entity Payments		・親会社での損金算入を否認 ・または、支払者国で損金算入を否認	対象は限定されない
	二重居住者の控除可能な支払い - Dual resident Payments		・居住者国で損金算入を否認	対象は限定されない
間接的なD/NI	ミスマッチの輸入 - Imported Mismatches		・支払者国で損金算入を否認	被支配グループ、仕組取引

BEPS行動計画の第一次提言の行動計画2については、以下OECDのホームページをご参照ください。
OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2014 Deliverables Action 2: Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements (<http://www.oecd.org/tax/neutralising-the-effects-of-hybrid-mismatch-arrangements-9789264218819-en.htm>)

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com

シニア マネージャー

村岡 欣潤

03-5251-2495

kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

080-1114-3832

yumiko.arai@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約500人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。